

令和8年度市川市介護サービス事業者集団指導 ～重点指導項目について～

【アンケートの提出について】

下記2種類の集団指導を受講したのち、アンケートをご提出ください。
アンケートの提出をもって、受講確認に代えさせていただきます。
なお、集団指導資料は、市川市公式Webサイト上に掲載しております。

- ・重点指導項目について（本動画）
- ・書面形式集団指導（書面のみ）

アンケート回答先

<https://logoform.jp/form/cGft/683921>



※動画の掲載は、令和8年9月18日までの限定公開です。

※アンケートの提出期限は、令和8年9月30日です。

目次①

I. 運営指導での指摘事項について

全サービス

II. 事業所からのよくある質問と回答

全サービス

III. ケアプランデータ連携システムの周知について

全サービス

IV. 介護報酬基準の緩和について

地域密着型通所介護	介護予防通所型サービス	(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護		

目次②

V. 外部評価の実施について

定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介 護		

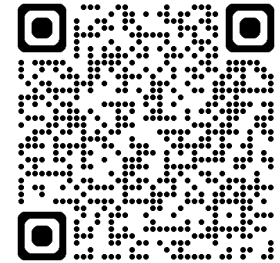
VI. 経過措置期間終了について

居宅介護支援	(介護予防) 小規模多機能 型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護
地域密着型特定施設入居者 生活	看護小規模多機能型居宅介 護	

【運営の手引きについて】

事業所の運営にあたっては、こちらの手引きも併せてご確認ください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/3257.html>



I. 運営指導での指摘事項について

※この章において、以下のように省略します。

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

➡「**地密条例**」

市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

➡「**居宅条例**」

1. 経過措置期間が終了している事項

1－1. 衛生管理等

1－2. 虐待の防止

1－3. 掲示

2. 秘密保持等

3. ケアプランの作成

1. 経過措置期間が終了している事項

1－1. 衛生管理等

【全サービス】

- ・感染症が発生し、又はまん延しないための措置を講じていない。

根拠：地密条例 第34条 第3項 第1号～第3号等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。
- ・ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練**を定期的を実施すること。

1. 経過措置期間が終了している事項

1 - 2. 虐待の防止

【全サービス】

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。

根拠：地密条例 第41条の2 第1号～第4号等

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・虐待の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための**指針**を整備すること。
- ・従業員に対し、虐待の防止のための**研修**を定期的を実施すること。
- ・上記3つに掲げる措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

- 1. 経過措置期間が終了している事項
 - 1 - 2. 虐待の防止

高齢者虐待防止措置未実施減算について

4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日
事実が発覚 改善計画を提出			事実から3月経過 改善状況を報告	
 事実が生じた月の翌月から、改善が認められた月まで減算（最短3月間）				

利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

1. 経過措置期間が終了している事項

1 - 3. 掲示

【全サービス】

- ・ 事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示又は書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていない。
- ・ 重要事項をウェブサイト（介護サービス情報公表システムを含む）に掲載していない。

根拠：地密条例 第35条 第1項～第3項等

- ・ **事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示しなければならない。**
- ・ 重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- ・ 原則として、**重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**

2. 秘密保持等

【全サービス】

- ・従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。
- ・個人情報の使用について、利用者の家族の個人情報を使用する場合に、当該家族からの同意を文書等により得ていない。

根拠：地密条例 第36条 第1項～第3項等

- ・ 正当な理由がなく、その業務上知ることのできた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・ **従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知ることのできた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。**
- ・ サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。**

3. ケアプランの作成

【居宅介護支援、介護予防支援】

- ・ サービス担当者会議において、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し、居宅サービス計画原案について専門的な意見を求めている。
- ・ 担当者が出席できなかった場合において、照会等により意見を求めている。

根拠：居宅条例 第16条 第9号等

- ・ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画原案の内容について、**担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。**
- ・ ただし、利用者の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘定して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、**担当者に対する照会等により意見を求めることができること。**

3. ケアプランの作成

【居宅介護支援、介護予防支援】

- ・ 医療サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した際に、当該医療サービスについて主治の医師等に意見を求めている。
- ・ 主治の医師等に当該居宅サービス計画を交付していない。

根拠：居宅条例 第16条 第20号及び第21号等

- ・ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て**主治の医師等の意見を求めなければならない**こと。
- ・ 上記の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、**当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない**こと。